

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	(株) シアターワークショップ	東京都渋谷区神宮前六丁目 23 番 3 号	5-004265

2. 指名停止措置期間

令和5年12月8日 から 令和6年2月7日 まで 2箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

4. 事実概要

(株) シアターワークショップは、令和5年11月20日に、「R5石岡市複合文化施設整備基本計画策定業務委託」の一般競争入札で落札者となったが、落札後、仕様書に定める品質管理マネジメントシステム (ISO9001) を有していないことを理由に契約締結を辞退した。

5. 指名停止理由

落札者決定後に契約を辞退することは、「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第2 第15号(3)に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2 (抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) (2) 略 (3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	当該認定をした日から <u>1月以上9月以内</u>